

資 料
No. 2
環境部

平成 24 年 2 月 22 日

資源持ち去り防止対策モデル実施（案）について

1 目的

資源持ち去り防止対策として、持ち去り報告の多い資源を規定の収集開始時間前に回収することで、集積所からの資源を着実に回収する。

2 事業概要

午前 8 時からの通常回収に加え、区内全域を対象に、持ち去り報告の多い地域を重点的に、持ち去り防止対策として、午前 8 時前から回収を行う。モデル実施終了後は、効果や経費等を検証し、平成 24 年度中の実施を検討する。

(1) 期間及び時間（予定）

平成 24 年 3 月 12 日（月）から 3 月 24 日（土）
の日曜日を除く 12 日間
資源回収日の回収時間前

(2) 回収対象とする資源

持ち去り報告の多い資源（古紙）

3 周知方法

(1) 広報かつしか及び区 HP に掲載（3 月 5 日号掲載予定）

(2) 町会に回覧ビラを配布

(3) 対策車両の前面及び側面に、横断幕（裏面「資源持ち去り防止対策車両表示物仕様（案）」のとおり）及び葛飾区のマークを表示した旗を取付け、対策中であることの周知を図る。

資源持ち去り防止対策車両表示物仕様（案）

横断幕 材質：ターポリン

【車両前面】寸法：縦310mm 横1,100mm

 葛飾区

資源持ち去り防止対策車

葛飾区・葛飾警察署・亀有警察署

【車両側面】寸法：縦310mm 横1,500mm

 葛飾区

資源持ち去り防止対策実施中

葛飾区・葛飾警察署・亀有警察署